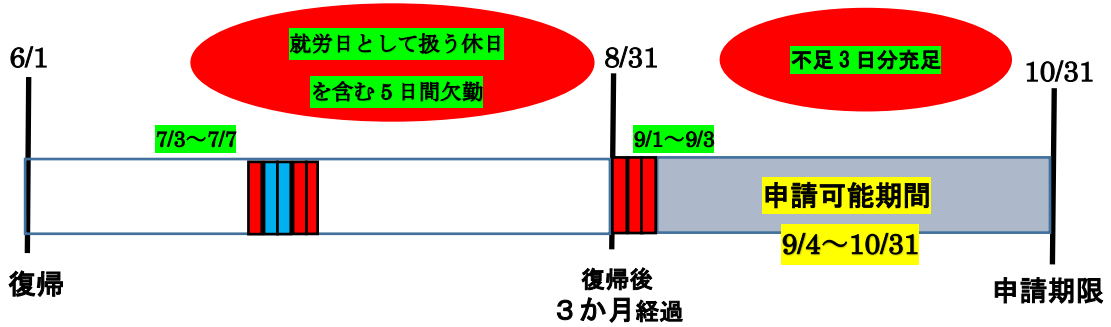


連続10日未満の欠勤等がある場合



連続10日未満の欠勤等がある場合、その間に含まれる休日は就労日として扱います。育児休業から復帰後3か月就労した後、2か月以内に法定休日等を含めて不足日数分を充足し、充足された時点から申請期限までにご申請ください。

令和2年7月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
			休日	休日						
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
休日	休日						休日	休日		
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		休日	休日	休日	休日					

令和2年9月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				休日	休日				
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	休日	休日						休日	休日
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
休日	休日				休日	休日			